

令和7年度第1回三重県特別職報酬等審議会 概要

1 日 時 令和7年11月21日（金） 15時00分～16時50分

2 場 所 三重県庁3階 プレゼンテーションルーム

3 出席者 委員) 秋山委員、薄井委員、大畠委員、小倉委員、須川委員
番条委員、尾藤委員、山田委員

議会事務局) 佐波議会事務局長、小野次長、前川総務課長ほか1名

※議会事務局は15時40分退室

事務局) 後田総務部長、森吉総務部副部長、渡邊人事課長

ほか2名

【知事挨拶及び諮問（15時30分～35分）のみ知事出席】

4 議事

- ・開会
- ・会議の説明
- ・会長の互選
- ・資料説明
- ・知事挨拶
- ・諮問
- ・審議
- ・閉会

5 決定事項

- ・委員の互選により小倉委員を会長に選任、番条委員を会長代理に指名
- ・知事3万4千円、副知事2万7千円、議長2万7千円、副議長2万4千円、議員2万2千円の引上げを基本に検討
- ・次回審議会にて、答申案を議論するとともに、審議会の毎年開催について検討
- ・次回開催日時：12月16日（火）15時15分から

6 発言要旨

（1）議会事務局の説明に対する質疑

- ・委員会の日数が他県平均の倍となっている理由は何か。【山田委員】
⇒ 委員会には常設の常任委員会とその時々の課題に応じた特別委員会がある。特別委員会で活発に議論を重ねていることが1点。三重県では、毎年2つ、3つの特別委員会が活動している。もう1点は、常任委員会の回数の積み重ねの結果。他県では1日で済ませているところもある中、三重県では丁寧に2日間審査する仕組みとなっている。

- ・ 他県に比べ会期日数が多いが、これは実際に活動している日数の違いと理解してよいか。【尾藤委員】
⇒ 議決休会日は、いつでも議会が開ける状態である。通常の会期制であれば、執行部が専決を行うところ、（通年議会では）フレキシブルに議会を開催できる。例えば、新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急会議を開催し、県民目線で審議を行った。

(2) 事務局の説明に対する質疑

- ・ 知事・副知事には退職手当が支給されるが、議員には支給されない。この理由は何か。特別職の報酬等の性質を把握するために教えて欲しい。【大畠委員】
⇒ 地方自治法において定められている。そのような規定となっている理由は、後日回答する。
- ・ 知事及び副知事は退職手当が支給されるが、退職手当も審議対象か。【山田委員】
⇒ 審議対象は給料月額又は報酬月額である。
- ・ 三重県の部長級職員の改定率は2.63%のことであるが、他県の部長級職員の改定率はどうか。【薄井委員】
⇒ 他県の部長級職員の改定率は公表されていない。ただし、三重県の職員全体の改定率が約3%である中、他県の職員全体の改定率も概ね3%前後で一致している。そのため、部長級職員の改定率も大きな乖離はないものと考えている。
- ・ 議員の活動時間は重要な視点と考える。一方で、職責も重要な観点であるが、過去の審議会において、職責の観点からどのような議論があったのか。【大畠委員】
⇒ 三重県は通年議会であり、他県に比べ活動実績が多い中、議員報酬について議員報酬等に関する在り方調査会にて議論があった。ご指摘のとおり活動時間だけで議員報酬を決めることはできない。過去の審議会では、様々な尺度で判断する中で、例えば、平成18年、19年は知事及び副知事については引下げ改定となったが、議員については据置きとなった。こうした過去の議論の積み重ねにより現在の金額となっている。全国順位については、知事（20位）及び副知事（18位）に比べ、議員（議長：14位、副議長：16位、議員：16位）は高いが、他県の議会活動との違いを考慮するとともに、議員の職責を知事と比較して判断してきた結果である。

(3) 改定案について

- ・ 事務局の説明では、これまで一般職である部長級の給与改定率をふまえるとともに、全国的な指標等における三重県のポジションにも

留意しながら改定を行ってきたということであった。また、昨年度の答申をふまえ、部長級職員の改定率2.63%を用いた改定案が示されている。改定案をベースに社会情勢や三重県のポジションなどを確認しながら、検討を行うこととする。【小倉会長】

- ・ 三重県全体の経済力は低くはない。南勢地域ではそのような実感は乏しいが、データを見ると、北勢地域が引き上げている結果と考えられる。三重県全体の経済力が下がっているわけではなく、中位から上位の間にあり、引上げが妥当と考える。【秋山委員】
- ・ 賃金が引上げ傾向にあり、物価も上がっていることから、引上げに異論はない。【番条会長代理】
- ・ 昨年度の改定時の県民の皆さんのお意見としては、理解を示される方も多いれば、反対される方もいた。社会全体として賃金や物価が上がる中、賃金が上がらず苦しい方もいる。どれくらいの金額であれば理解が得られるのかは難しい判断となる。【薄井委員】
- ・ 他県の特別職報酬等審議会の状況は。【番条会長代理】
⇒ 近隣の愛知県では既に答申が行われており、知事3万9千円、副知事3万1千円、議長3万4千円、副議長3万円、議員2万7千円の引上げが答申されている。改定率は、それぞれ2.76%、2.77%、2.75%、2.76%、2.70%となる。
- ・ 引上げるのであれば、何かの基準が必要となる。様々な考え方はあるかと思うが、人事委員会勧告により一般職（部長級）が引上げとなるのであれば、責任を考慮し、同様に知事も引き上げることが一定合理的である。【小倉会長】
- ・ 人事委員会勧告が合理的な指標であり、改定案が適当と考える。また、昨年度と同様の考え方にもなる。【須川委員】
- ・ 部長級職員の改定率を用いる方法から変更すべき理由が乏しい。全国的に人手不足の中、特別職についても社会情勢に応じて引き上げてよいと考える。【山田委員】
- ・ 社会経済情勢や人事委員会勧告をふまえて改定することは妥当と考えるが、三重県の経常収支比率は93.4%（令和5年度）で、この比率としては高い数字である（※経常収支比率は小さいほど財政に弾力性がある）。この点は、「昨年度の答申をふまえた改定案」では考慮されているのか。【大畠委員】
⇒ 改定案は、部長級職員の改定率を基にしたもの。そのため、経常収支比率は改定案に反映されていないが、県の体力としての財政力指数を指標に加え県のポジションを確認いただいているところ。

- ・ 三重県は財政力指数でB2グループに位置しているが、同グループの三重県以外の審議の状況はどうか。【大畠委員】
⇒ グループに着目した動向の把握は行っていない。
- ・ 副知事は（改定案の2万6千円の引上げでは）切捨て額が大きい。前回の改定でも知事の改定率が1.56%に対し、副知事の改定率は1.49%であった。【山田委員】
- ・ 副知事の引上げ額を2万7千円とした場合の改定率は。【小倉会長】
⇒ 小数第3位を四捨五入すると、2.63%となる。
- ・ 知事3万4千円、副知事2万7千円、議長2万7千円、副議長2万4千円、議員2万2千円の引上げとしてよいか。【小倉会長】
⇒ [異議なし]
- ・ 事務局において答申案を作成し、次回の審議会において、協議のうえ成案としてまとめたい。【小倉会長】

(4) その他

- ・ 開催基準について、（4年に1回開催することを基本としつつ、）部長級職員の累積改定率が1.5%を超えた場合にも開催が適当となっているが、現在の基調から来年度も1.5%を超える可能性がある。委員の日程調整をスムーズに行う又は審議を深めるためにも、当面の間、毎年開催としてはどうか。【番条会長代理】
- ・ 開催基準については、次回審議することとする【小倉会長】